

監査公表第805号

地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおり令和5年度定期監査（事務）の結果を公表します。

令和6年4月5日

京都市監査委員

令和5年度  
定期監査（事務）の結果

京都市監査委員	山	本	惠	一
同	青	野	仁	志
同	山	添	洋	司
同	高	橋	一	浩

## 第1 監査の実施

京都市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

- 1 監査の種類 定期監査（事務）（地方自治法第199条第1項及び第2項）
- 2 監査の対象局等 行財政局、産業観光局、子ども若者はぐくみ局、建設局、右京区役所、伏見区役所、伏見区役所深草支所、伏見区役所醍醐支所、市会事務局、上下水道局及び教育委員会

なお、各局等に対して2年に1度の周期で監査をすることを基本としており、抽出する課等は、監査の実施頻度、重点監査項目の取扱件数、前回の監査結果、所管する事務等を基に総合的に判断している。

### 3 監査の対象期間

令和4年4月から令和5年9月まで（必要に応じて他の期間も対象とした。）

### 4 重点監査項目 公の施設の指定管理業務に係る財務事務

### 5 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が法令等に従って行われているか。
- (2) 上記5(1)の事務の執行等が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているか。

### 6 監査の主な実施内容 関係帳簿、証書類等の審査並びに文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについて実地調査を実施した。

### 7 監査の実施場所 監査事務局及び監査対象局等執務室等

### 8 監査の実施期間 令和5年6月1日から令和6年3月28日まで

### 9 監査を実施した監査委員

監査委員 山本 恵一

同 青野 仁志

同 山添 洋司

同 河原林 温朗（令和5年10月31日まで）

同 高橋 一浩（令和5年11月1日から）

## 第2 監査の結果

違法又は不正等の指摘にとどまらず、監査で発見された不適切な事務処理等の問題点の原因や背景等も踏まえ、速やかな事務改善につなげられるよう、監査対象課等に対する助言、支援及び改善提案をより一層重視する実効性のある監査に加えて、よりリスクが高く影響が大きいと考えられる特定の分野や項目に対する重点的な監査を目指し実施した。

その結果、発見された問題点に対して、市長が監査の実施期間中に速やかに問題点を是正するとともに、発生原因等を踏まえた適切な再発防止策を講じるほか、各局等内で問題点を共有し、適正な事務を行うよう職員に周知徹底するなど、適切に措置を講じた事項を「改善済事項」として記述し、是正・改善を図るための取組に十分な調査や検討を行うなど、一定の時間を要することから、監査の実施期間中に措置を講じることができなかった事項を「指摘事項」として記述した。

なお、是正・改善を図るために指導した軽易な事項は、記述を省略した。

### 1 重点監査項目

#### (1) 選定理由

令和3・4年度の定期監査では、「委託料に係る財務事務」を重点監査項目に設定し、業務委託による随意契約事務に特に重点を置いて監査を実施したが、その過程で、指定管理業務における収入の帰属誤りや、事業報告の不備、指定管理者が自主事業を実施する際の手続の不備などといった問題点も見受けられた。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用することで、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的として導入された制度で、管理運営を行う団体を原則公募により選定し、期間を定めて管理運営を行わせるものであるが、制度導入後20年が経過する中で、競合がないことや非公募としていること等により、同一事業者が長期間にわたり指定管理者に選定され続けている施設も存在する。こうしたことを背景に、本市の管理監督意識が不十分となっていることが、前述の問題点の大きな要因になっているのではないかと考えられる。

こうしたことから、今年度の定期監査においては、「公の施設の指定管理業務に係る財務事務」を重点監査項目に選定し、監査を実施することとした。

#### (2) 結果

重点監査項目に関する取扱要綱や事務処理マニュアル、各種庁内通知等を含めた

関係法令等に照らし、適正かつ効率的に事務を執行しているか等の着眼点に基づき監査を実施したところ、実地調査時点においては、主に事業報告の不備等の指摘事項に相当する問題点が見受けられた。

監査対象課等が適切な取組を講じた結果、当該問題点については是正・改善されたが、令和3・4年度に続いて今年度の監査でも指定管理者制度の運用に係る問題点が繰り返し発見されており、これまで監査対象としてきた所属以外でも同様の問題点が生じている可能性が高いと考えられることから、後述する「13意見」のとおり、制度所管局に対して意見を付した。

## 2 行財政局

### (1) 抽出した課等

総務部	庁舎管理課
サービス事業推進室	
防災危機管理室	
人事部	人事課、給与課

### (2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合計
指摘事項	—	0	0	0	—	—	0
改善済事項	—	2	1	2	—	—	5
合計	—	2	1	2	—	—	5

### (3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

### (4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

#### ア 支出事務

##### (ア) 支出負担行為

a 金額を誤って支出していたものがあった。

##### (イ) 専決権限の行使

a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあった。

#### イ 契約事務

##### (ア) 契約の履行確認

a 契約書等に示した書類の提出を受けていなかったものがあった。

b 適切に履行確認ができていなかったものがあった。

ウ 財産管理事務

(ア) 公有財産に係る帳簿の整備

a 不動産借受台帳の整備を行っていなかった。

(イ) 備品の管理

a 備品として管理すべき物品を誤って備品台帳から削除していたものがあった。

b 備品台帳に記録があるが、現物を確認できない備品があった。

### 3 産業観光局

#### (1) 抽出した課等

産業イノベーション推進室	林業振興課
企業誘致推進室	
クリエイティブ産業振興室	
農林振興室	

#### (2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合計
指摘事項	—	0	0	0	—	0	0
改善済事項	—	2	1	1	—	1	5
合計	—	2	1	1	—	1	5

#### (3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

#### (4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

##### ア 支出事務

##### (ア) 支出方法の特例による支払

a 資金前渡出納簿を事実の発生の都度、適正に記帳しておらず、資金前渡出納簿上の差引保管額と実際の保管額が異なっていた。

b 戻入すべき前渡金が金庫で約3か月保管されていた。

##### (イ) 補助金の支出

a 実績報告後に行うべき交付額の決定と確定通知を行っていないものがあつた。

##### イ 契約事務

##### (ア) 契約決定の手続



- a 建物等の修繕について、一体的な契約が可能と考えられる事案で、複数の小規模な修繕として随意契約を行っていたものがあつた。

ウ 財産管理事務

(ア) 備品の管理

- a 備品台帳に記録があるが、現物を確認できない備品があつた。

エ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(ア) 任意団体における財務事務等

- a 役員会・総会等への参加者に対する委員報酬について、所得税を源泉徴収していなかつた。

#### 4 子ども若者はぐくみ局

##### (1) 抽出した課等

子ども若者未来部 幼保総合支援室 山科区役所保健福祉センター 子どもはぐくみ室 西京区役所洛西支所保健福祉センター 子どもはぐくみ室	育成推進課、子ども家庭支援課  (子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課が所管する事務に関する財務事務のみ)  (子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部幼保総合支援室が所管する事務に関する財務事務のみ)
---	---

##### (2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合計
指 摘 事 項	—	0	0	0	0	—	0
改 善 済 事 項	—	1	1	2	1	—	5
合 計	—	1	1	2	1	—	5

##### (3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

##### (4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

###### ア 支出事務

###### (ア) 専決権限の行使

a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあつた。

###### イ 契約事務

###### (イ) 契約決定の手續

a 建物等の修繕について、一体的な契約が可能と考えられる事案で、複数の

小規模な修繕として随意契約を行っていたものがあった。

- b 委託契約書において、受託者との間に指揮命令関係が記載されていたものがあった。

#### ウ 財産管理事務

##### (ア) 備品の管理

- a 備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していなかったものがあった。

##### (イ) 債権の管理

- a 債権管理台帳を整備していなかったものがあった。
- b 督促発布後において債権回収に向けた具体的な取組が行われていなかったものがあった。

#### エ 指定管理に関する事務

##### (ア) 指定管理業務に係る点検及び指導

- a 指定管理者が指定管理業務に係る収支報告書を作成していなかったものについて、是正の指導を行っていなかったものがあった。
- b 指定管理者が指定管理業務に係る収支報告書に誤った数値を記載したものについて、是正の指導を行っていなかったものがあった。

## 5 建設局

### (1) 抽出した課等

建設企画部	建設総務課
土木管理部	東部土木みどり事務所、伏見土木みどり事務所
みどり政策推進室	

### (2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合計
指摘事項	—	0	1	0	—	—	1
改善済事項	—	2	0	1	—	—	3
合計	—	2	1	1	—	—	4

### (3) 指摘事項

一部において、措置を求める指摘事項が認められた。

#### ア 契約事務

##### (ア) 契約決定の手続

契約金額が少額の場合の随意契約は京都市契約事務規則に規定する額以下の契約であって、かつ、京都市局長等専決規程等（以下「局長等専決規程等」という。）に規定する契約に関する専決の額以下である場合にできるとされているが、物件等の調達において、一括して契約することが可能であったが、局長等専決規程等の専決の額以下の契約として随意契約を行っていたものがあった。

平成30年度、令和2年度及び令和4年度の定期監査においても同様の問題点があり、建設局として周知及び注意喚起等を行い再発防止に努めた旨の措置等の通知を受けていたにもかかわらず、改善されていない状態が続いており、今回の定期監査においても同様の事例が生じたことは遺憾である。

この間、周知等の取組を行ってきたものの効果が現れておらず、単なる周知等に止まらない実効性のある踏み込んだ措置を早急に講じられたい。

(東部土木みどり事務所、伏見土木みどり事務所)

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 支出事務

(ア) 専決権限の行使

a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあつた。

(イ) 報償金の支出

a 報償金交付要綱で定める報償金の交付基準の規定と、実際の運用が整合していなかったものがあつた。

イ 財産管理事務

(ア) 消耗品の管理

a 消耗品台帳に記録のないプリペイドカードを保有していた。

## 6 右京区役所

### (1) 抽出した課等

地域力推進室	
保健福祉センター健康福祉部	健康長寿推進課

### (2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	0	—	—	—	—	0	0
改善済事項	1	—	—	—	—	1	2
合 計	1	—	—	—	—	1	2

### (3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

### (4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

#### ア 収入事務

##### (ア) 調定

a 普通財産の貸付料について、速やかに調定していなかったものがあつた。

#### イ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

##### (イ) 任意団体における財務事務等

a 消耗品台帳において、郵便切手の払出記録が記載されていなかった。

## 7 伏見区役所

### (1) 抽出した課等

地域力推進室	
保健福祉センター健康福祉部	健康長寿推進課

### (2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合計
指摘事項	0	0	—	0	—	0	0
改善済事項	1	2	—	1	—	1	5
合計	1	2	—	1	—	1	5

### (3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

### (4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

#### ア 収入事務

##### (ア) 専決権限の行使

a 専決権限を有しない職員が収入の決定をしていたものがあつた。

#### イ 支出事務

##### (イ) 支出方法の特例による支払

a 市政協力委員の委嘱の決定を行うことなく委嘱状を交付していたほか、正当債権者の委任状を一部徴することなく受任者に支払を行っていたものがあつた。

##### (イ) 専決権限の行使

a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあつた。

#### ウ 財産管理事務

(ア) 備品の管理

- a 備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していなかったものがあった。

エ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(ア) ちびっこひろばの助成に関する事務

- a 専決権限を有しない職員がちびっこひろばの助成決定をしていたものがあった。



## 8 伏見区役所深草支所

### (1) 抽出した課等

地域力推進室	
保健福祉センター健康福祉部	健康長寿推進課

### (2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合計
指摘事項	—	0	—	0	—	—	0
改善済事項	—	1	—	1	—	—	2
合計	—	1	—	1	—	—	2

### (3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

### (4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

#### ア 支出事務

##### (ア) 支出方法の特例による支払

- a 市政協力委員推薦書兼承諾書兼委任状を一部徴することなく受任者に支払を行っていたものがあつた。

#### イ 財産管理事務

##### (イ) 消耗品の管理

- a 消耗品台帳に記録のないプリペイドカードを保有していた。

9 伏見区役所醍醐支所

(1) 抽出した課等

地域力推進室	
保健福祉センター健康福祉部	健康長寿推進課

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合計
指 摘 事 項	—	0	0	—	—	0	0
改善済事項	—	2	1	—	—	1	4
合 計	—	2	1	—	—	1	4

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 支出事務

(ア) 支出方法の特例による支払

a 資金前渡出納簿の差引保管額の記載が誤っていた。

(イ) 専決権限の行使

a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあつた。

イ 契約事務

(ア) 契約決定の手続

a 随意契約の契約解除を行った際に必要な手続が行われていなかった。

ウ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(ア) 任意団体における財務事務等

a 事前に支出決定行為を行うことなく契約をしていたものがあつた。

b 必要性が不明確なまま立替払が行われていたものがあつた。

10 市会事務局

(1) 抽出した課

総務課

(2) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

## 11 上下水道局

### (1) 抽出した課等

総務部	企業力向上推進室、南部営業所
技術監理室	監理課
水道部	水道管路管理センター給水工事課
下水道部	管理課、きた下水道管路管理センター

### (2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合計
指摘事項	—	0	0	0	—	—	0
改善済事項	—	1	2	1	—	—	4
合計	—	1	2	1	—	—	4

### (3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

### (4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

#### ア 支出事務

##### (ア) タクシーチケットの使用及び管理

a タクシーチケット簿冊受払簿を作成していなかった。

#### イ 契約事務

##### (イ) 契約決定の手続

a 随意契約において、見積書の精査が不十分であり、委託料の算出根拠が明確になっていなかったものがあった。

##### (イ) 契約の履行確認

a 適切に履行確認ができていなかったものがあった。

ウ 財産管理事務

(ア) 備品の管理

- a 固定資産として管理すべき物品について、備品基本台帳に備品として登録されていたものがあった。
- b 備品基本台帳に記録はあるが、現物を確認できない備品があった。

## 12 教育委員会

### (1) 抽出した課等

総務部	学校事務支援室
指導部	総合育成支援課、生徒指導課
小学校	西陣中央小学校
中学校	朱雀中学校
高等学校	日吉ヶ丘高等学校

### (2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	—	0	0	0	0	1	1
改善済事項	—	1	2	2	1	0	6
合 計	—	1	2	2	1	1	7

### (3) 指摘事項

一部において、措置を求める指摘事項が認められた。

#### ア その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

##### (ア) 総計予算主義に反する事務の執行

地方自治法によると、地方公共団体の財務において、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされており、本市が実施する事業については、当該事業実施に伴う収入は本市の歳入とし、経費は本市の歳出予算から支出しなければならない。

しかしながら、本市の直営事業について、その収入の全額及び支出の一部を、任意団体の収入及び支出として処理していたものがあった。

事業の位置付けを改めて検証し、今後も本市の直営事業として実施する場合は、本市の財務会計事務のルールに沿った事務処理を行うよう是正されたい。

(生徒指導課)

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 支出事務

(7) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあった。

イ 契約事務

(7) 契約決定の手続

- a 委託料の妥当性を検証することなく契約を締結していたものがあった。
- b 業務委託、直営のいずれで実施すべきか不明確なものがあった。
- c 少額随意契約において適切に見積り合わせを行っていなかったものがあつた。

(1) 契約の履行確認

- a 適切に履行確認ができていなかったものがあつた。

ウ 財産管理事務

(7) 備品の管理

- a 他の団体に貸付けを行っている物品について、貸与物品一覧に記載された物品と実際に貸与している物品が一致していなかったものがあつた。
- b 備品台帳に記録があるが、現物を確認できない備品があつた。
- c 備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していなかったものがあつた。

(1) 毒物及び劇物等の管理

- a 一部の劇物について、毒物・劇物管理台帳に現在高を誤って記録していた。

エ 指定管理に関する事務

(7) 指定管理業務に係る点検及び指導

- a 利用申請及び許可の手続を経ず、指定管理者が施設の利用をさせていたものについて、是正の指導を行っていなかったものがあつた。

b 委託料の妥当性を検証することなく協定を締結していたものがあつた。



## 13 意見

今回の定期監査に関し、次のように意見を付すので、一層の改善を図られたい。

### (1) 指定管理業務の監督（重点監査項目）

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を指定管理者に代行させるものであるが、地方公共団体は指定管理者が適切な管理運営を行うよう監督する責任がある。

「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」（以下「運用基本指針」という。）において、施設所管局等の長は、指定管理者から提出された事業報告書を精査し、必要に応じて指導することに加え、指定管理者が適切な管理を実施しているか常に点検し、指定管理者に対して指導や業務内容の改善指示を行うこととされている。

しかしながら、今回の定期監査において、指定管理業務に係る事業報告書について、記載内容が誤っているもの、指定管理業務と自主事業が明確に区分されていないもの、長期間にわたって実質的な収支がマイナスとなっているものを指定管理者から受領したにも関わらず、是正指示等を行っていない事例が見受けられた。事業報告書は指定管理者による管理運営状況を把握し、履行確認するための最も基礎的な資料であるが、その内容を十分に精査していないという状況から、指定管理者を管理監督する意識が希薄化している実態が伺える。重点監査項目の選定時点で想定していたとおり、特に同一事業者が長期間にわたって競争を経ずに指定管理者に選定され続けている施設において、このように本市の管理監督意識が不十分となっている傾向が見られたが、日頃から施設や指定管理業務の状況を正確に把握できていなければ、住民サービス低下や重大事故発生等のリスクを見落とすことにつながりかねない。

制度所管課においては、指定管理者の管理監督の在り方について、改めて周知徹底を図るなど、施設所管局が適切に管理監督を行えるよう対策を講じられたい。

### (2) 随意契約事務の手続

地方公共団体は、事務の処理に当たって最少の経費で最大の効果を挙げることが求められており、物品等の調達に当たっては、可能な限り低廉な価格となるよう努めなければならない。このため、地方公共団体の契約は、地方自治法第 234

条の規定により、一般競争入札等による競争の方法を原則としているが、少額の場合においては、競争入札を行わず、複数の事業者から見積書を徴したうえで、より低廉な価格を提示した者と随意契約を締結することが認められている。

契約金額が少額の場合の随意契約は京都市契約事務規則に規定する額以下の契約であって、かつ、局長等専決規程等に規定する契約に関する専決の額以下である場合にできるとされているが、物件等の調達において、一括して契約することが可能であったが、局長等専決規程等の専決の額以下の契約として随意契約を行っていた事例等が、複数の所属において確認された。

また、少額の随意契約については、本来であれば、事業者から個々に見積書を徴取したうえで厳格に価格比較を行う必要があるが、複数の所属において、特定の事業者に他の事業者の見積書をまとめて提出させている事例が、確認された。

これらは、契約の公正性、透明性及び競争性を著しく損なうとともに、本市の契約事務に対する市民及び業者からの信頼を失うおそれがある不適切な行為であり、契約事務の制度所管課からも注意喚起がなされているにも関わらず、未だに複数所属においてこうした行為が行われていることは、極めて遺憾と言わざるを得ない。

こうした随意契約事務に係る不適切事例については、過去の定期監査においても数次にわたり指摘等を行っており、これまで、契約事務の制度所管課からの通知、職員研修等を通じて全庁的な注意喚起が行われてきたところであるが、未だに同様の事例が発生している実状を踏まえ、正しい事務処理について制度所管課から改めて分かりやすい周知を行うなどの対策を講じられたい。

また、内部統制統轄部局においても、長期間にわたり問題点が改善されていない重大性について十分認識したうえで、制度所管課と連携し、コンプライアンス推進月間の取組等を通じて、契約事務におけるリスクに係る実効性のある対応策を検討し、講じられたい。

(監査事務局)